

政策:7.安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進することにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:子ども家庭局、組織:国立更生援護機関、担当部局:国立更生援護機関)  
 (年金特別会計子ども・子育て支援勘定、東日本大震災復興特別会計厚生労働本省)

1. 政策にかかるコスト ..... 512,979 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	補助金等	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費
I 人にかかるコスト	1,983	1,618	113	251	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	641	-	-	-	4	332	232	72
②庁舎等(減価償却費)	210	-	-	-	-	-	-	210
III 事業コスト	510,143	(-)	(-)	(-)	496,278	12,429	1,014	180
(1)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	156,089	(-)	(-)	(-)	155,501	175	22	148
(2)児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	137,322	(-)	(-)	(-)	136,359	79	863	19
(3)母子保健衛生対策の充実を図ること	35,608	(-)	(-)	(-)	23,366	12,108	126	6
(4)ひとり親家庭の自立を図ること	181,122	(-)	(-)	(-)	181,050	66	1	5
コスト計(I+II+III)	512,979	1,618	113	251	496,278	12,433	1,346	412

(単位:百万円)

区 分	貸倒引当金繰入額	(参考)決算額
I 人にかかるコスト	-	-
II ①物にかかるコスト	-	-
②庁舎等(減価償却費)	-	-
III 事業コスト	240	546,447
(1)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	240	155,814
(2)児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	-	137,323
(3)母子保健衛生対策の充実を図ること	-	35,608
(4)ひとり親家庭の自立を図ること	-	217,701
コスト計(I+II+III)	240	-

(参考) 自己収入 ..... 107 百万円

当該政策にかかる自己収入については、年金特別会計子ども・子育て支援勘定の拠入金収入等 107百万円

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳								
	未収金	貸付金	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物	物品	
物にかかるコスト	167	-	-	-	-	-	-	-	135
庁舎等	7,311	-	-	-	5,882	7	1,216	203	-
(1)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	49,182	49,465	-	△ 283	-	-	-	-	-
(4)ひとり親家庭の自立を図ること	128,734	-	144,680	-	-	-	-	-	-
合 計	185,395	49,465	144,680	△ 283	5,882	7	1,216	203	135

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳		備 考
	無形固定資産	未払金	
物にかかるコスト	32	-	
庁舎等	-	-	
(1)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	-	-	
(4)ひとり親家庭の自立を図ること	-	△ 15,946	
合 計	32	△ 15,946	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

I 人にかかるコスト	517
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	433
III その他事業コスト	-
合 計	950

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 (単位:百万円)

利払費	11,483
-----	--------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2)政策の概要

利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること、児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること、母子保健衛生対策の充実を図ること、ひとり親家庭の自立を図ること。

(3)共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4)その他

なし。